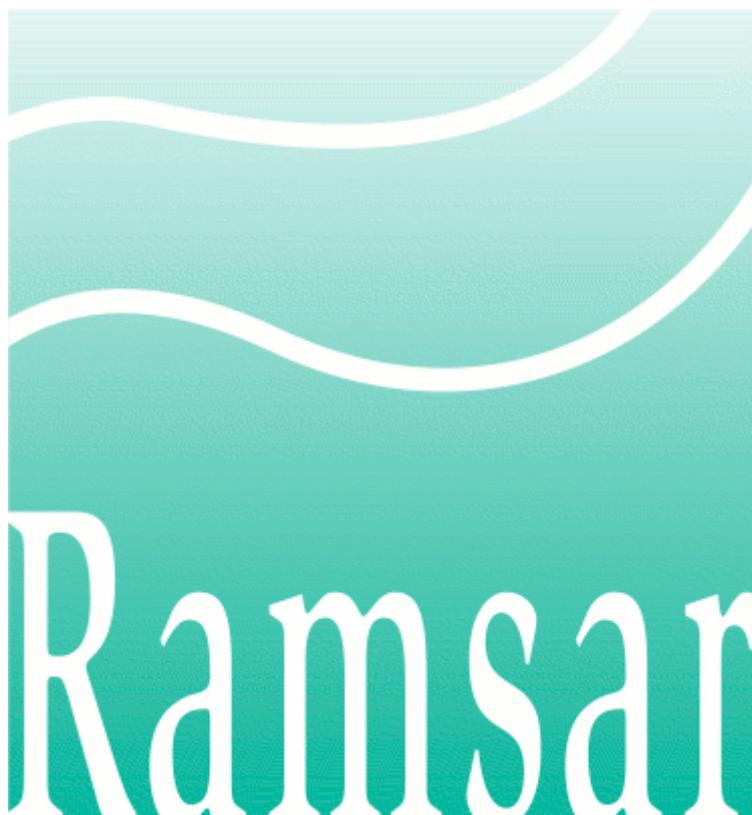


## ラムサール条約

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地の保全とワイズユースを進めていくことを目的とした条約です。国際的に重要な湿地として認められ、保全対策がすすむことによって、湿地の価値がより高まります。それによって漁業やエコツーリズムなど自然資源を活かした持続的な湿地の活用も可能となります。2016年現在、国内には50箇所のラムサール湿地があります。伊豆沼・内沼は1985年に釧路湿原に次いで国内で2番目のラムサール条約湿地に指定されています。宮城県北部には、伊豆沼・内沼と同じくラムサール条約湿地に指定された蕪栗沼・周辺水田と化女沼があります。伊豆沼・内沼を含むこれら3つのラムサール条約湿地を結んだ地域は、ラムサールトライアングルとも呼ばれ、宮城県北部に広がる豊かな湿地環境を象徴しています。



ラムサール条約のロゴ。